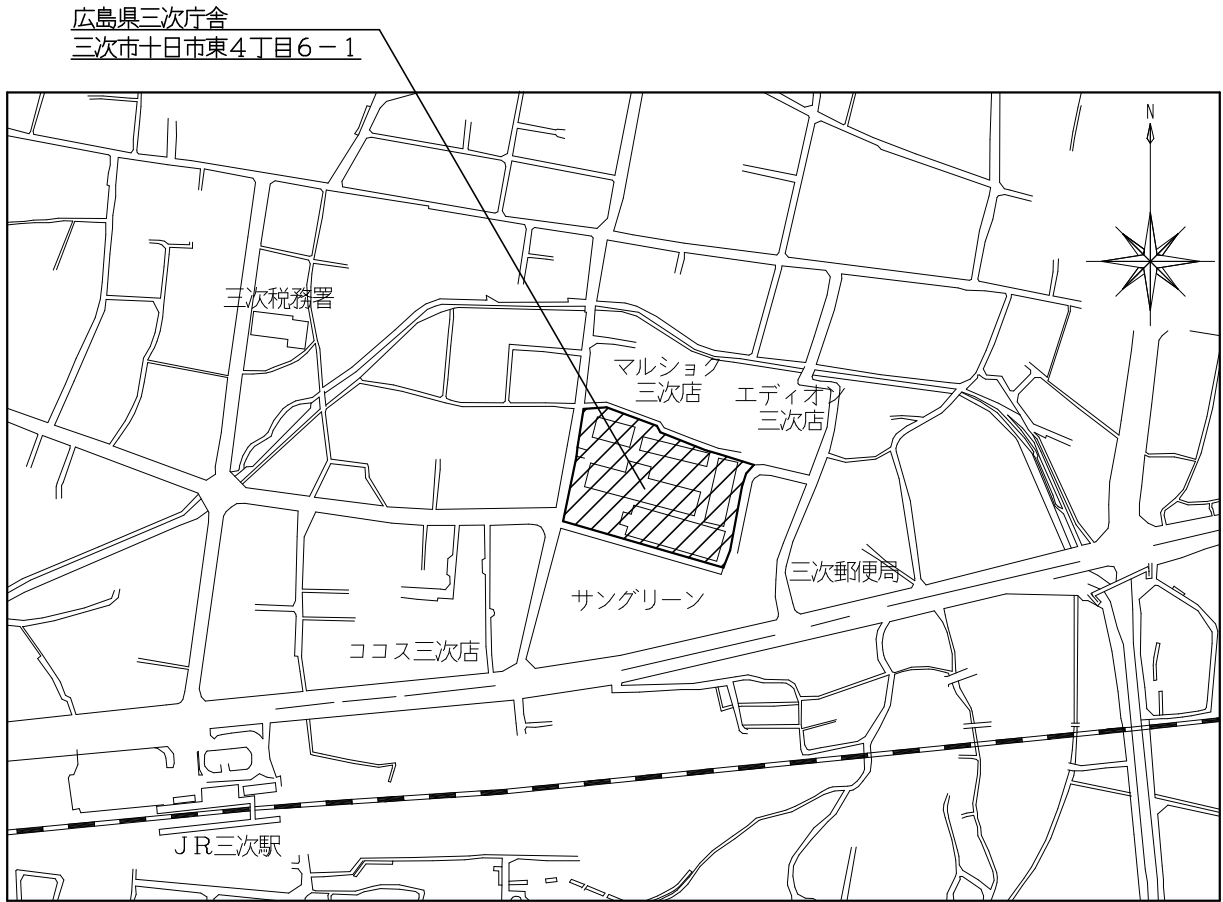


広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
E- 00	表紙・図面リスト	—
E- 01	電気設備工事特記仕様書	—
E- 02	付近見取図・配置図	1／400
E- 03	構内交換設備 仕様書	—
E- 04	構内交換設備 機器姿図	—
E- 05	【第一庁舎】 構内交換設備 1階平面図	1／200
E- 06	【第一庁舎】 構内交換設備 2階平面図	1／200
E- 07	【第一庁舎】 構内交換設備 3階・4階平面図	1／200
E- 08	【第一庁舎】 構内交換設備 5階・R階平面図	1／200
E- 09	【第三庁舎】 構内交換設備 1階・2階平面図	1／200
E- 10	【第三庁舎】 構内交換設備 3階・4階平面図	1／200
E- 11	【第三庁舎】 構内交換設備 5階・6階平面図	1／200



付近見取図

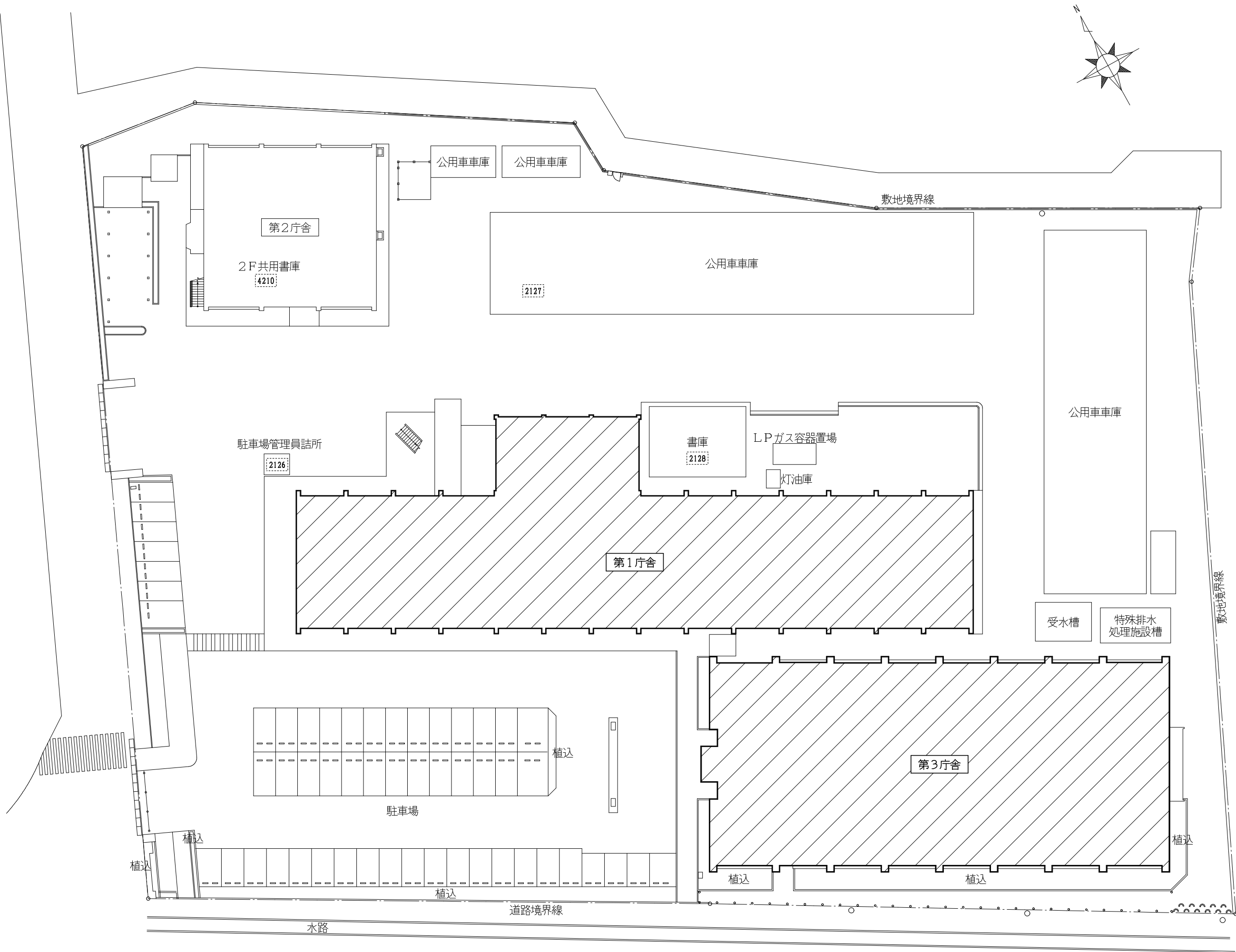
(注 記)

1) 図中の記号は、下記による。****は、内線番号を示す。

- **** 一般電話機
- **** 多機能電話機
- **** 賃貸借一多機能電話機

2) 下記、内線番号の多機能電話機は賃貸借工事にて変更を行う。
そのため、交換機(賃貸借)の設定変更を行うこと。

- 第三庁舎2F食肉衛生検査所
 - 3221 購入品から賃貸借に変更(交換機は賃貸借工事)
 - 3222 購入品から賃貸借に変更(交換機は賃貸借工事)
 - 3223 購入品から賃貸借に変更(交換機は賃貸借工事)
 - 3224 購入品から賃貸借に変更(交換機は賃貸借工事)
- 第一庁舎3F北部こども家庭センター長室
 - 2300 賃貸借から購入品に変更(交換機は別途工事)
- 第三庁舎3F厚生環境事務所
 - 3322 賃貸借から購入品に変更(交換機は別途工事)
 - 3353 賃貸借から購入品に変更(交換機は別途工事)
 - 3356 賃貸借から購入品に変更(交換機は別途工事)



計画対象建物を示す

配置図 S = 1 / 4 0 0

広島県土木建築局営繕課

設計者・設計事務所名

株式会社 設備計画
代表取締役 呼坂政明

工事名

広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借

図面内容・縮尺

付近見取図・配置図

1/400

設計

令和 6年

種別 電気

図面番号

E-02

1

工事

(1) 工事概要

ア

次の電話交換設備を更新する。

(ア) 多機能電話機 16台新設（内1台は予備） 既設流用（40台）

(イ) 一般電話機 既設流用（287台）

(ウ) 電話交換機 一式（バックアップバッテリー付）

(エ) 中継台 2組 中継台用机 2台

(オ) 電話交換機～MDFの配線

イ

ONUの停電時対応用のUPSを新設する。

ウ

電話交換機及びONU用UPSそれぞれの電源は既設流用とする。

エ

本賃貸借に係る工事の対象箇所は、三次庁舎（第1庁舎、第3庁舎）執務室内及び各部屋とする。

オ

機器の設定・試験調整を行う。また、個別に設置する北部こども家庭センター（8台）、北部厚生環境事務所（32台）に対応する交換機（別途工事）との試験調整を行うこと。

カ

ダイヤルイン代表着信、番号通知等の設定については、施設管理担当者と協議をする。

キ

更新対象の既設電話交換設備及び既設電源の不要な配線は、撤去し処分する。

(2) 機器仕様

以下に特記されていない事項については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年」（以下「標準仕様書」という）によるほか電気通信事業法等関係法規による。

ア

電話交換機

(ア) 局線応答方式

ダイヤルイン方式、ダイレクトライン方式、ダイレクトインライン方式併用

(イ) 制御方式

蓄積プログラム制御

(ウ) 電源

a 入力電源：交流100V±10V、48～62Hz

b 停電補償電源装置（整流装置＋蓄電池）

・交換装置架内組込（内蔵）または外付

・停電補償時間：3時間以上

(エ) サービス機能

標準仕様書によるほか、ダイヤルイン夜間切替機能を有するものとする。

a ダイヤルイン夜間切替機能

各課設置の多機能電話機のキーをワンタッチ操作することにより、ダイヤルイン電話番号でかかった着信を警備員室の多機能電話機（以下「夜間用端末」という。）に着信させ、夜間用端末で応答できるようにする機能

(オ) 収容回線

収 容 回 線	更 新 後		参 考	
	現 用	実 装	現 用	実 装
アナログ外線	7回線	8回線	7回線	8回線
VOIP光外線	6ch	12ch	6ch	12ch
LD専用線	9回線	12回線	9回線	12回線
他社交換機接続回線(ISDN)	24ch	24ch	—	—
アナログ内線	287回線	304回線以上	287回線	304回線
多機能内線	26回線	36回線以上	57回線	96回線

備考1 実装数は、基盤等の増設なしで拡張可能な容量を示す。

備考2 ダイヤルイン番号は、現在使用中の番号を引き継ぐ。

備考3 VOIP光外線は、ONUからのLAN直取IP電話。

備考4 現状ダイヤルイン37回線で光外線6chにて対応している。ch数を増やす場合は、NTTと協議が必要。

備考5 将来、パッケージ、キャビネット等の増設により拡張できるものとする。

備考6 別途工事にて設置の交換機と内線・外線通話ができるものとする。また、交換台を経由してもナンバーディスプレイ表示ができること。ナンバーディスプレイ表示ができれば中継線による接続に限るものではない。

備考7 防災無線用回線は、別途専用交換機よりLD専用線2回線を使用している。

備考8 多機能内線の回線数には、中継台用多機能電話2台を含む。

(カ) ダイヤルイン代表着信は、グループごとに着信順（ランダム、均等、順方向等）を設定できるものとする。

(キ) 番号通知は、内線ごとに通知・非通知を選択設定できるものとする。また、通知する番号は、各課のダイヤルイン番号とすることを標準とする。

(ク) ナンバーディスプレイ機能を有するものとする。

(ケ) 交換機障害発生を夜間用端末（のキーブランまたはディスプレイ）に表示させるものとする。なお、夜間用端末への警報表示が困難な場合は、警報表示装置を警備員室に設けること。

(コ) 夜間用端末への着信を指定する携帯電話に自動転送する機能を有するものとし、夜間用端末のキーをワンタッチ操作することにより実行できるものとする。

(サ) 一般電話機において、ナンバーディスプレイ表示ができるよう設定を行うこと。（110台）

(シ) 局線着信した通話を防災無線経由で、外部へ転送できるものとする。

(ス) 別途工事にて設置される多機能電話機について、現状と同じように使用できるよう調整を行うこと。

イ

多機能電話機（ナンバーディスプレイ対応）

(ア) キー（状態表示LED付）は、24以上とする。

(イ) LCDは、漢字表示できるものとする。

(ウ) 型式及び台数 標準多機能電話機：16台

ウ

ONU用UPS

(ア) 停電補償時間：3時間以上

(イ) 入出力電源

a 入力：交流100Vコンセントから取得する

b 出力：交流100Vコンセントを2口以上実装

(ウ) 本装置は、電話交換機の停電補償電源装置（外付の場合に限る）と共通とする（1つにまとめる）ことができる。ただし、以下の条件を満たすものとする。

・交換機とONUの両方を3時間以上停電補償できる

エ

中継台 2台設置

オ

既設機器等仕様

(ア) 多機能電話（既設流用）： HI－24GETELSDA（日立製）

・キー（状態標示LED付）24 ・漢字表示可能LCD

(イ) 既設流用多機能電話機用交換機（別途工事予定）MX－01（日立製）【予定】

(3) その他

ア

主な撤去機器

(ア) 電話交換機 日立 CX－01

(イ) 多機能電話機 16台

(ウ) 中継台 2台（現在使用中の中継台は、庁舎購入品のため返却のこと）賃貸借の中継台は機械室に保管している

(エ) 中継台用机 2台

イ

現状調査及び施工に際しては、事務所の業務に支障をきたさないよう留意しなければならない。

ウ

電話交換機の新旧切替は、休日または業務時間外に行うこととし、切替に伴う回線停止時間は、全外線の累計で1時間以内とする。

エ

更新した電話交換設備による運用開始後3日間は、業務時間内に現地待機をし、不測の事態に備えるものとする。

オ

取扱説明書を作成し、施設管理担当者に取扱説明を十分に行うものとする。また、使用頻度の高い機能を抜粋した簡易版取扱説明書も作成し説明を行う。

2 保守点検

(1) 一般共通事項

以下に特記されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

ア

業務計画書等

次の書類を作成し、定められた期日または業務の実施前までに施設管理担当者の承諾を得ること。

・業務計画書

・作業計画書

・緊急対応連絡表

イ

業務の記録

次の書類を整備し、常時閲覧が可能ないように保管する。

・施設管理担当者との打合せ記録簿

・メンテナンス用台帳類

ウ

業務責任者

業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。（業務責任者は業務担当者を兼任できる。）

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

エ

業務担当者

業務の実施に先立ち、業務担当者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

オ

業務条件

業務の実施時間帯は次のとおりとし、平日の作業を基本とする。

実施日は施設管理担当者と協議する。

・平日（開庁日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く））

9時00分～17時00分

・休日（開庁日：土・日曜日及び祝祭日、年末年始（12月29日～翌年の1月3日））

9時00分～17時00分

ただし、次の場合は上記の時間帯によらないものとする。

・事故及び故障等の連絡があった場合

・交換機の停止を要する定期保守点検を行う場合

・施設管理担当者が、上記以外の時間帯の業務実施を指示した場合

なお、業務時間の変更及び休日等の出勤、並びに事故、故障等の対応及び関連する業務の実施等で必要な増員に関する費用等の負担は本契約に含む。

カ

業務の報告

報告書等による報告期限は下記のとおり。但し、緊急性のあるものは適宜報告する。

・点検記録書 翌月の10日まで

・作業日報 翌日の9時まで（翌日が休日の場合、休日明け）

・業務報告書 翌月の10日まで

キ

廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担により適正に行う。

(2) 特記事項

ア

機器は、すべてオンサイト保守対象とする。

イ

保守点検は、月1回行うものとする。なお、月1回の保守点検は、リモート監視に代えることが出来るものとする。

ただし、年2回（6ヶ月毎）の定期保守点検については、点検技術者を現地に派遣し行うものとする。

また、リモート監視用の遠隔保守装置及び回線並びに回線使用料は、受注者の負担とする。

ウ

障害受付は、24時間365日（閏年は366日）とし、受注者の責任において、統一された障害受付窓口を創設すること。

エ

発注者から設備の異常連絡を受けたときは、直ちに保守を行い、その結果を書面により報告すること。

なお、リモート監視設備を設置している場合、リモート監視で障害を検知した時点で、発注者からの異常連絡を待つことなく、直ちに障害復旧対応に当たること。

(ア) 障害復旧時間は5時間以内とし、

機器・部品等（一般電話機を除く）の予備品を保有するなどにより、早期復旧が可能な体制を維持すること。

(イ) 受注者は、障害受付後3時間以内に駆けつけること。

(ウ) オンサイト保守、遠隔保守、定期保守点検（精密、簡易点検各1回／年）、オンコール等、システム維持に必要な費用等の負担は本契約に含む。

オ

寿命が履行期限より短い機器・部品等（蓄電池、ハードディスク等）については、保守点検において寿命に応じた時期に取り替えることとする。

なお、取替に要する費用等の負担は本契約に含む。

カ

軽微な変更に関する費用等の負担は本契約に含む。軽微な変更は、以下のとおり。

・内線（に付加される設定）に係る変更等の数量が1月あたり5内線以下のもの

・夜間端末の不在転送先携帯電話の番号変更等に伴うデータ設定変更

・上記の軽微な変更を除く変更作業が2時間以内で完了するもの

・その他、受注者が軽微な変更として取り扱うことを承諾したもの

広島県土木建築局営繕課	設計者・設計事務所名	工 事 名	図 面 内 容 ・ 縮 尺	設計	種別
	株式会社 設 備 計 画			令和 6年	電 気
					図面番号
	代表取締役 呼 坂 政 明	広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借	構内交換設備 仕様書		E－03

構内交換機（参考姿図）

上面図

正面図

右側面図

多機能電話機（参考姿図）

機能ボタン	24ボタン
表示部	漢字
機能	着信ランプ

中継台（参考姿図）

1. ヘッドセット等の必要な付属品を含むこと。
2. 中継台を設置する机は既設を撤去し、新設とする。

1,100

700

700

中継台仕様（×2組）

設置機器	仕 様	台数
多機能電話機	24ボタン	1台
DSS装置	48ボタン	4台
設置机		1台

広島県土木建築局営繕課

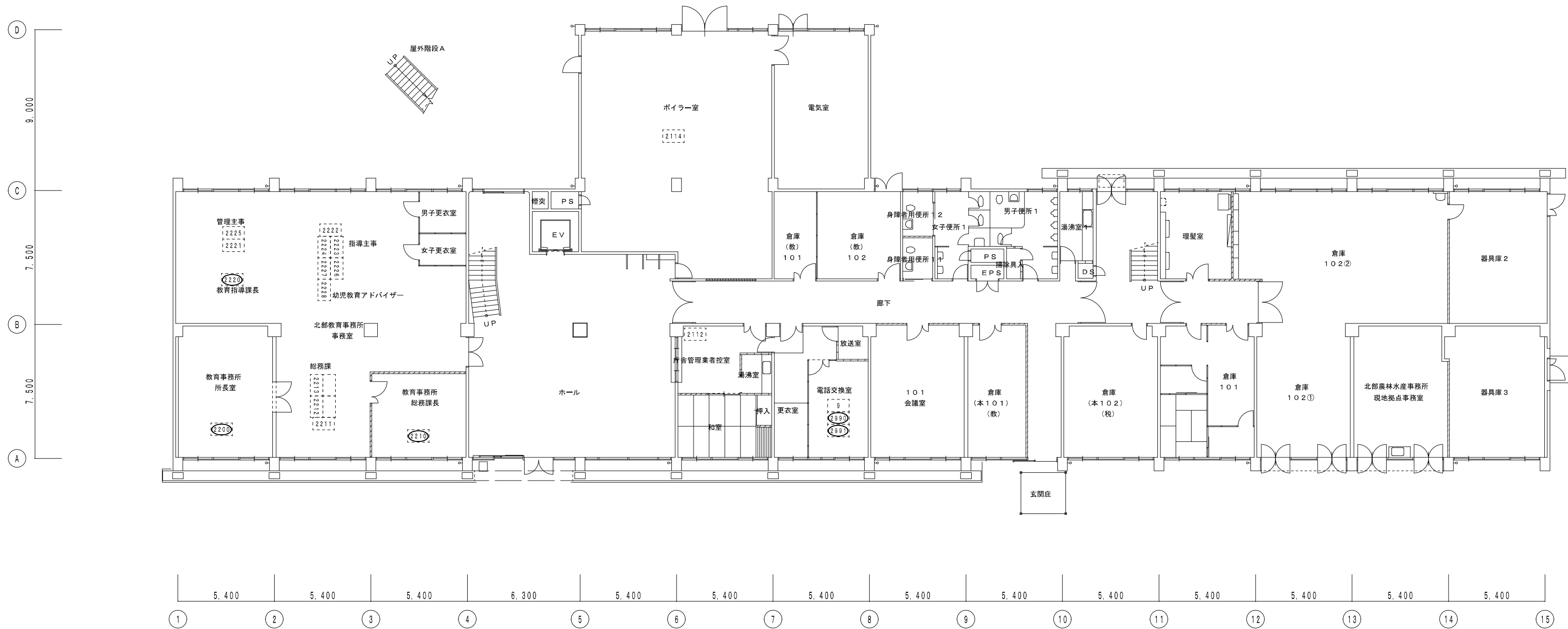
設計者・設計事務所名
株式会社 設 備 計 画
代表取締役 呼 坂 政 明

工 事 名
広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借

図 面 内 容 ・ 縮 尺
構内交換設備 機器姿図（参考）

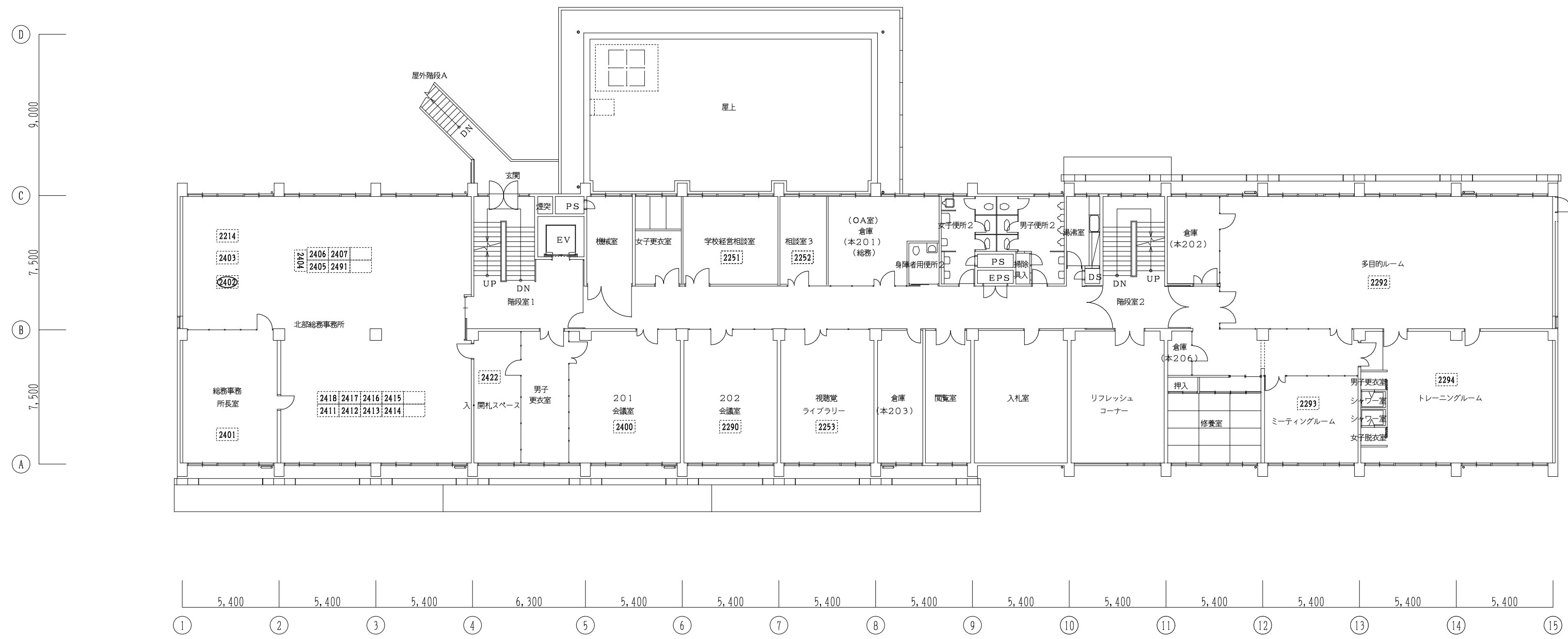
設計
令和 6年

種別 電 気
図面番号
E-04



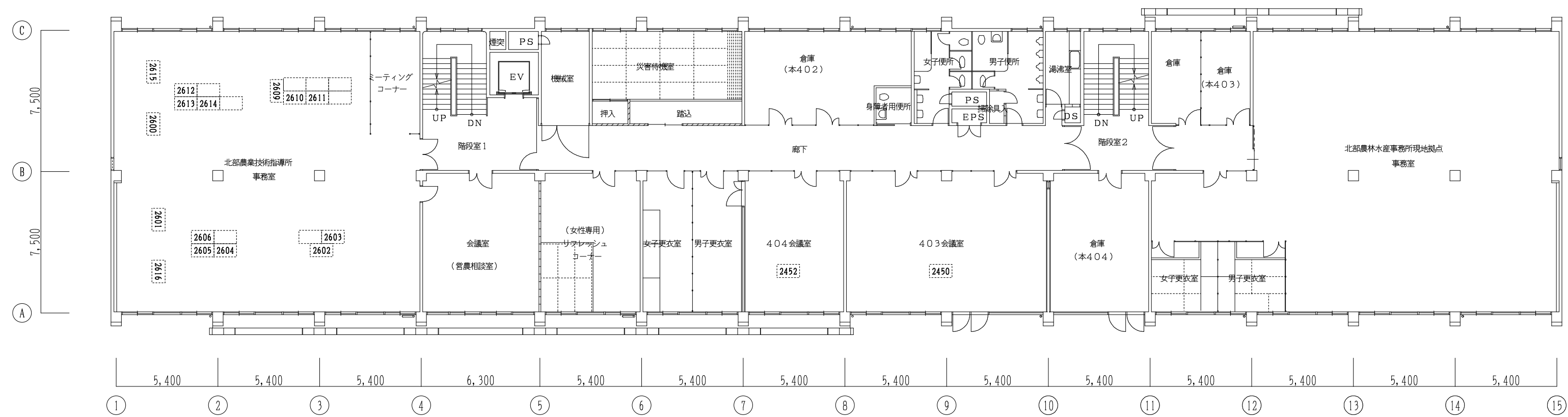
第1庁舎 1階平面図 S = 1 / 200

広島県土木建築局営繕課	設計者・設計事務所名 株式会社 設備計画 代表取締役 呼坂政明	工 事 名 広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借	図 面 内 容 ・ 縮 尺 【第一庁舎】 構内交換設備 1階平面図 1/200	設計	種別 電 気
				令和 6年	図面番号 E-05

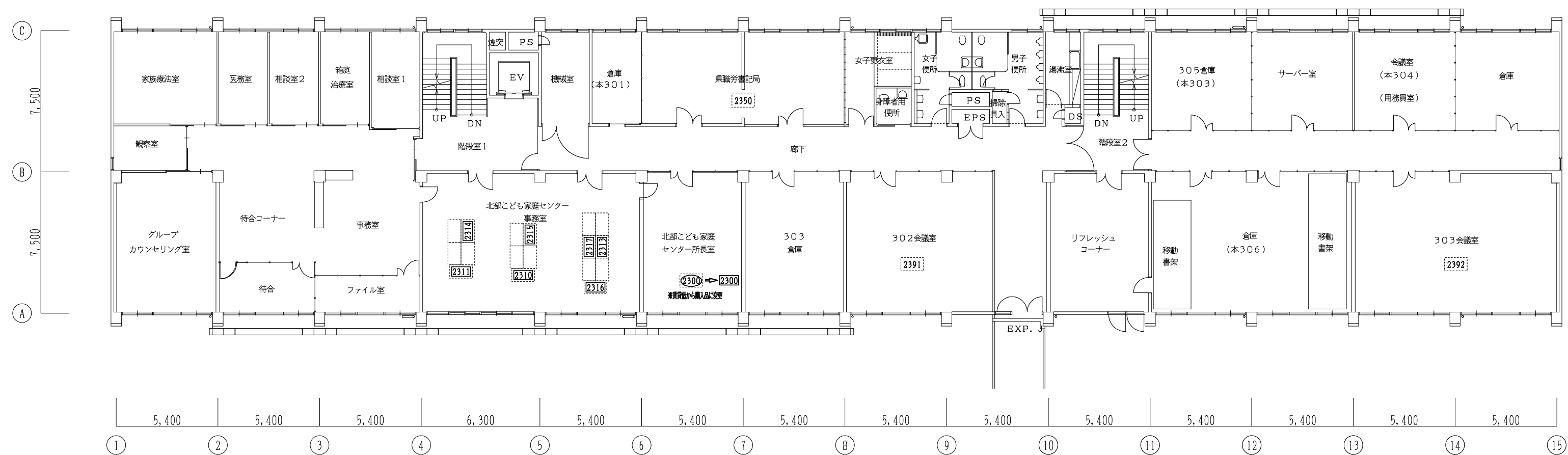


第1庁舎 2階平面図 S = 1 / 200

広島県土木建築局営繕課	設計者・設計事務所名 株式会社 設備計画 代表取締役 呼坂政明	工事名 広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借	図面内容・縮尺 【第一庁舎】 構内交換設備 2階平面図 1/200	設計	種別
				令和 6年	電気 図面番号 E-06

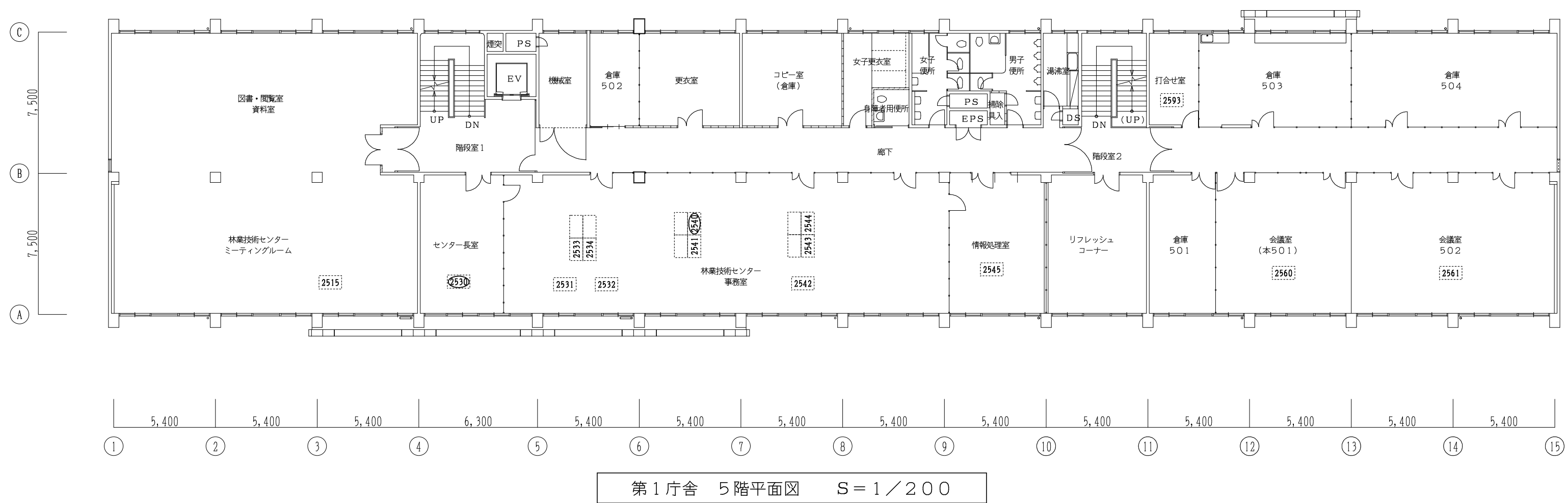
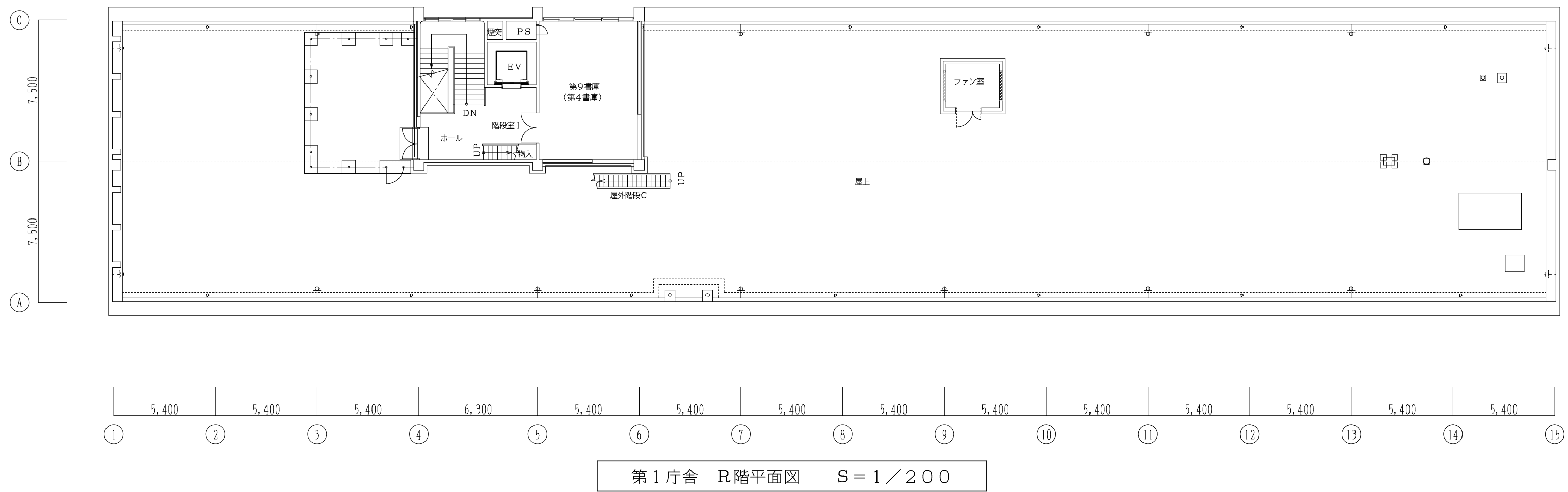


第1庁舎 4階平面図 S=1/200

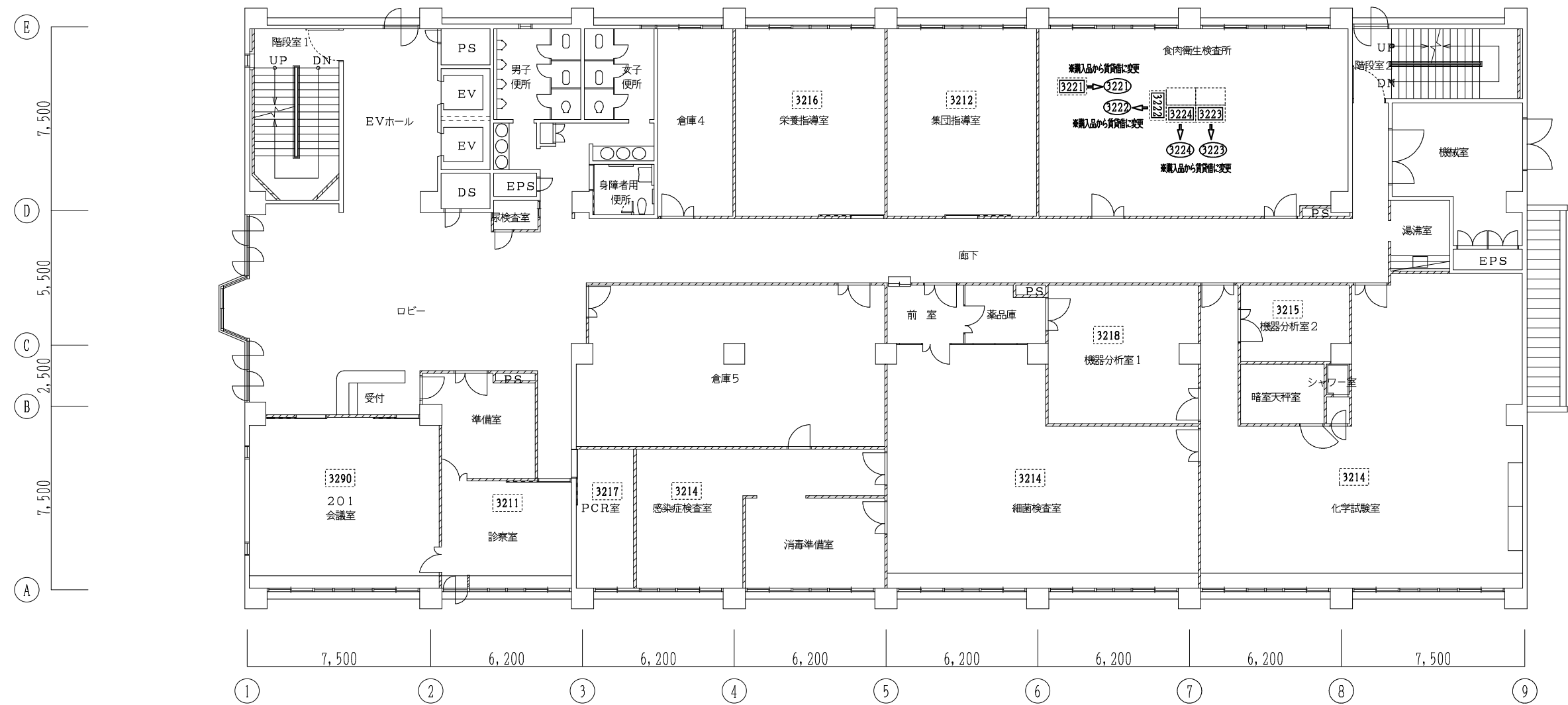


第1庁舎 3階平面図 S=1/200

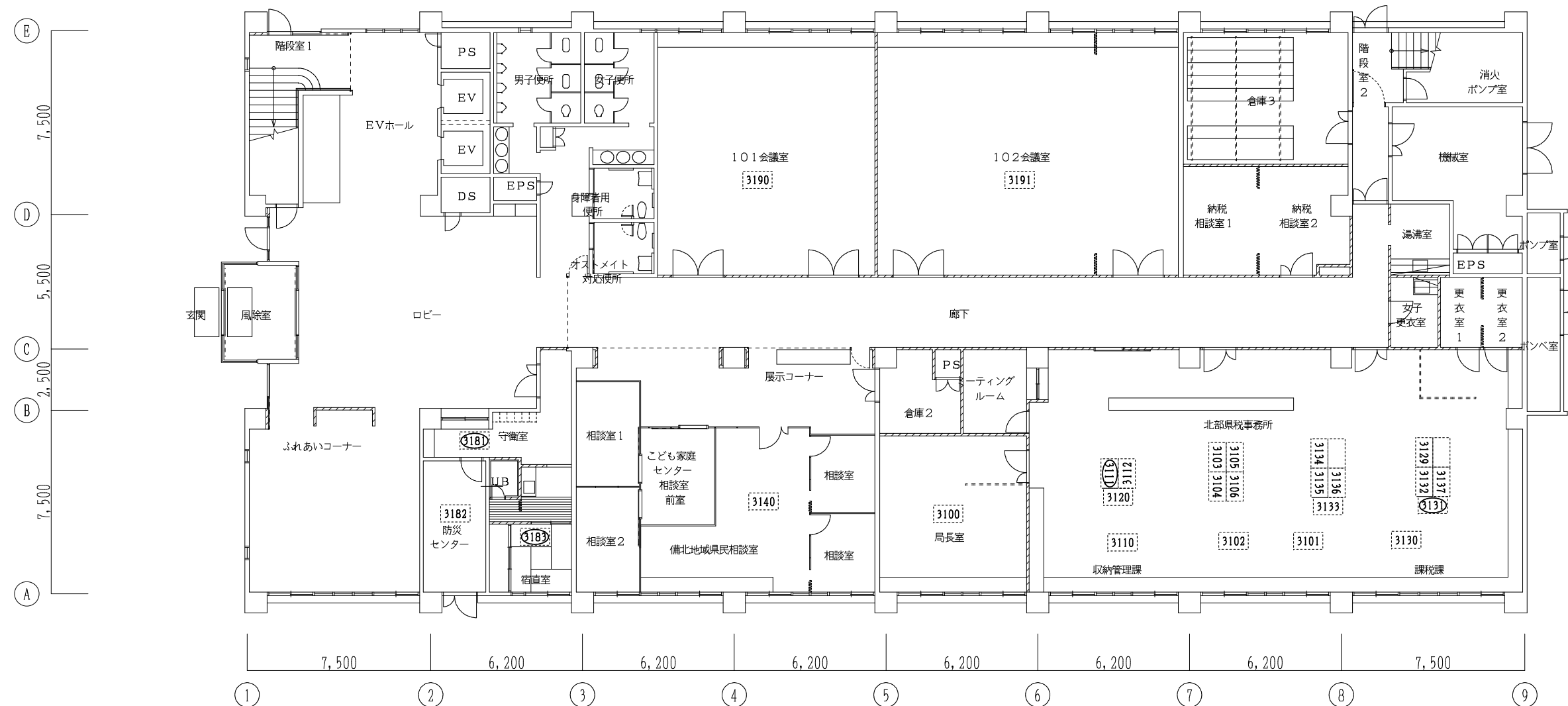
広島県土木建築局営繕課	設計者・設計事務所名 株式会社 設備計画 代表取締役 呼坂政明	工事名 広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借	図面内容・縮尺 【第一庁舎】 構内交換設備 3階・4階平面図 1/200	設計	種別
				令和 6年	電気 図面番号 E-07



広島県土木建築局営繕課	設計者・設計事務所名 株式会社 設備計画 代表取締役 呼坂政明	工 事 名 広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借	図 面 内 容 ・ 縮 尺 【第一庁舎】 構内交換設備 5階・R階平面図 1/200	設計	種別 電 気
				令和 6年	図面番号 E-08



第3庁舎 2階平面図 S=1/200



第3庁舎 1階平面図 S=1/200

広島県土木建築局営繕課

設計者・設計事務所名

株式会社 設備計画
代表取締役 呼坂政明

工事名

広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借

図面内容・縮尺

【第三庁舎】 構内交換設備 1階・2階平面図

1/200

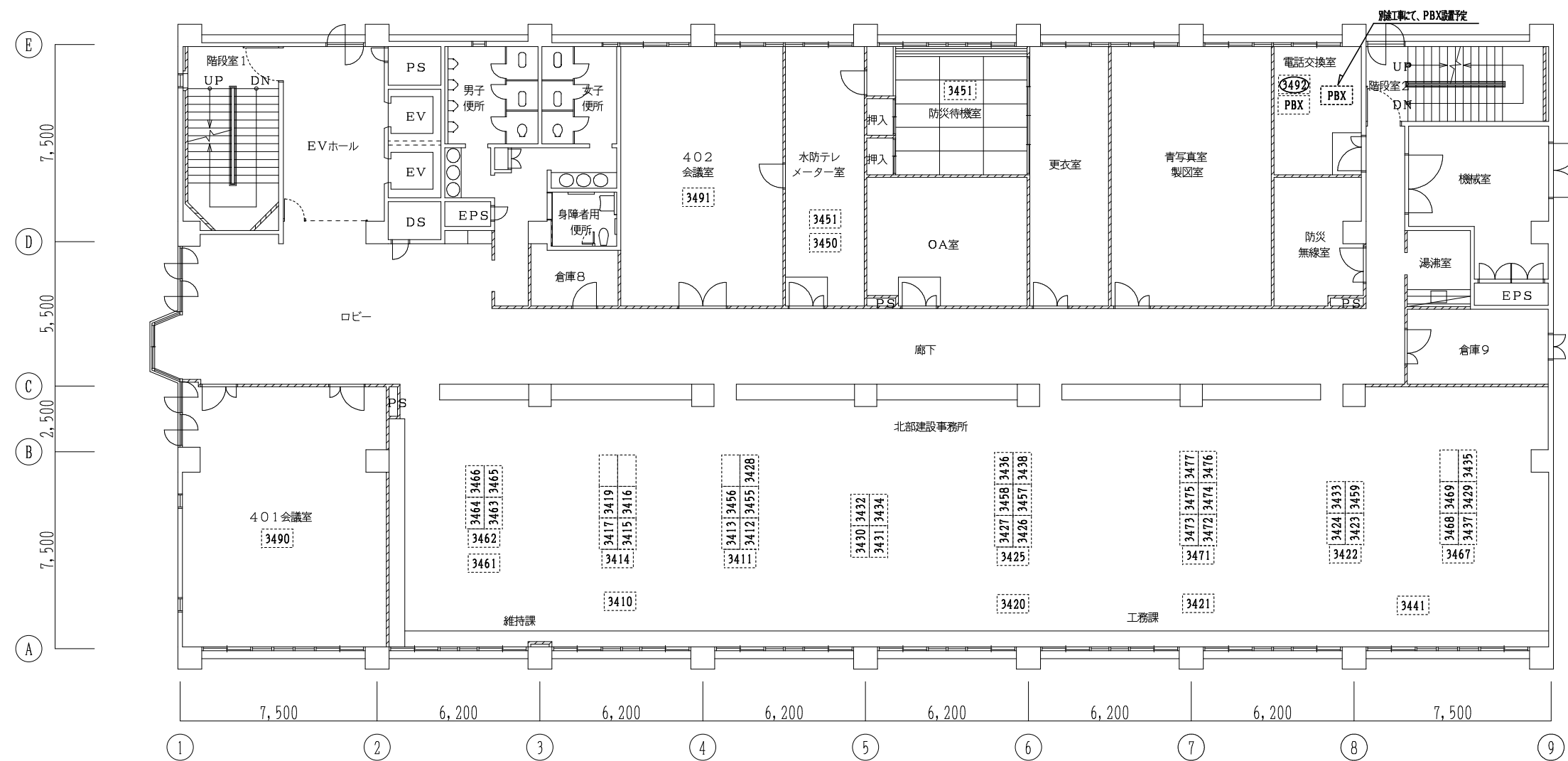
設計

令和 6年

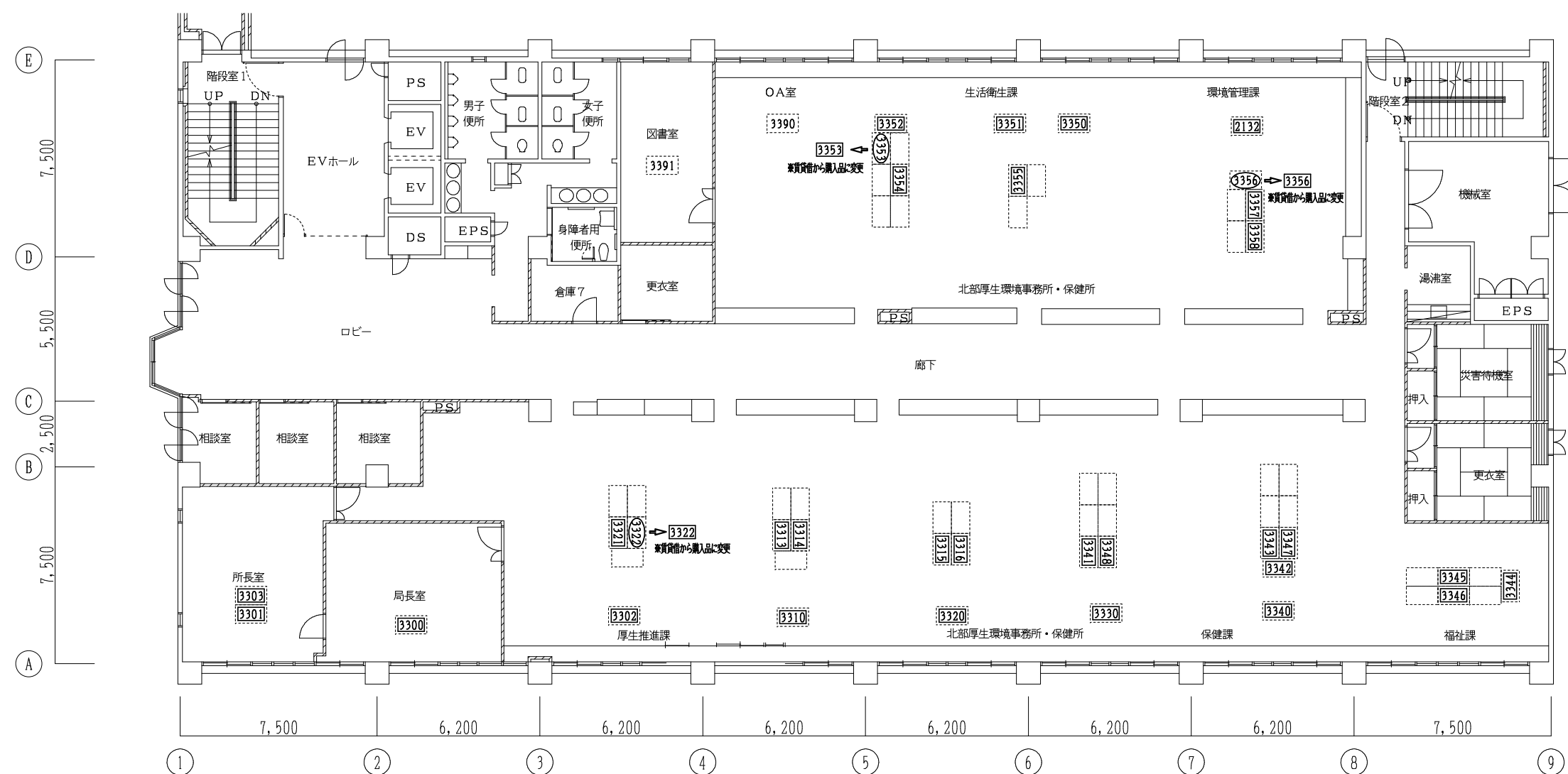
種別 電気

図面番号

E-09

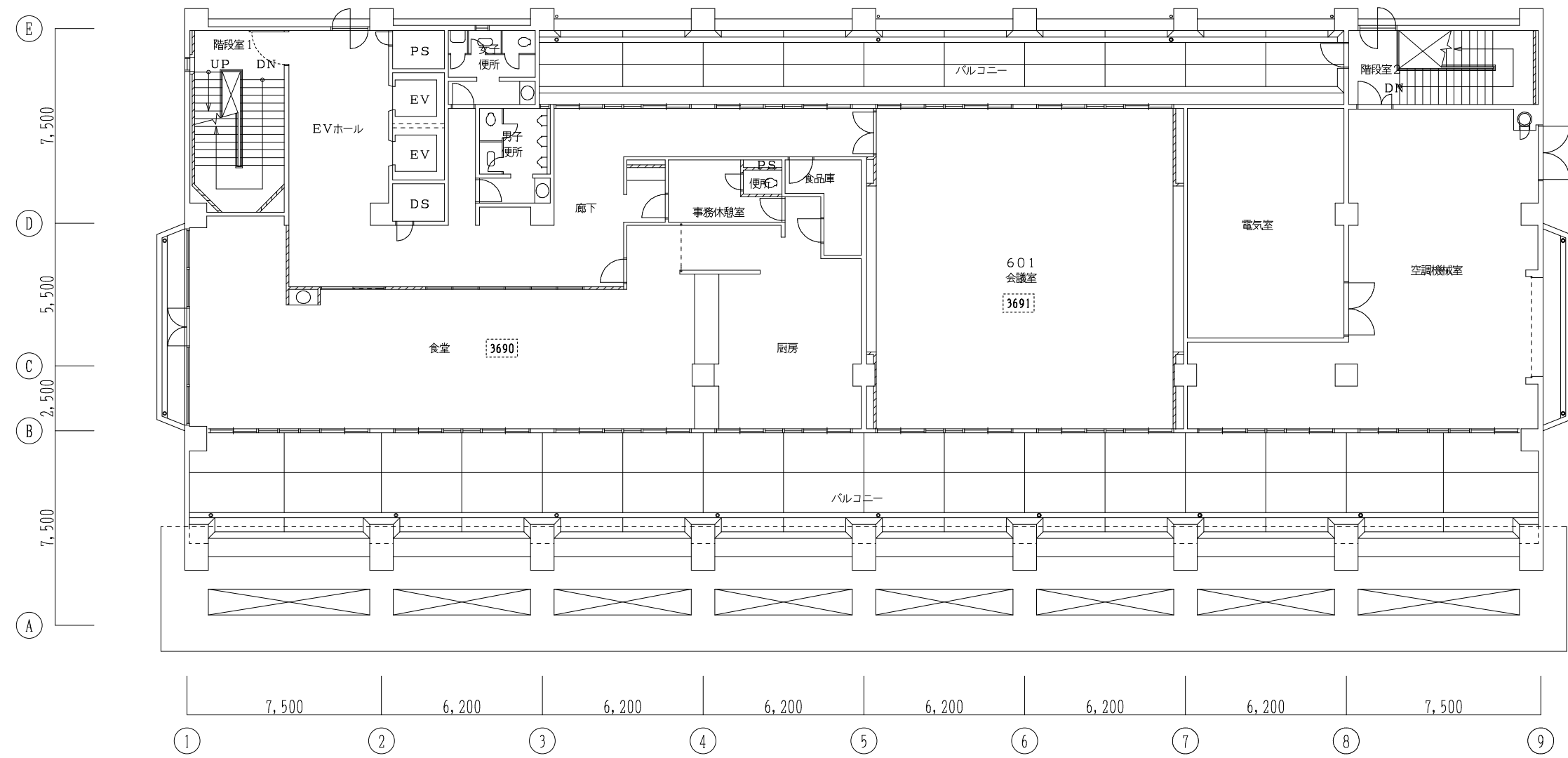


第3庁舎 4階平面図 S=1/200

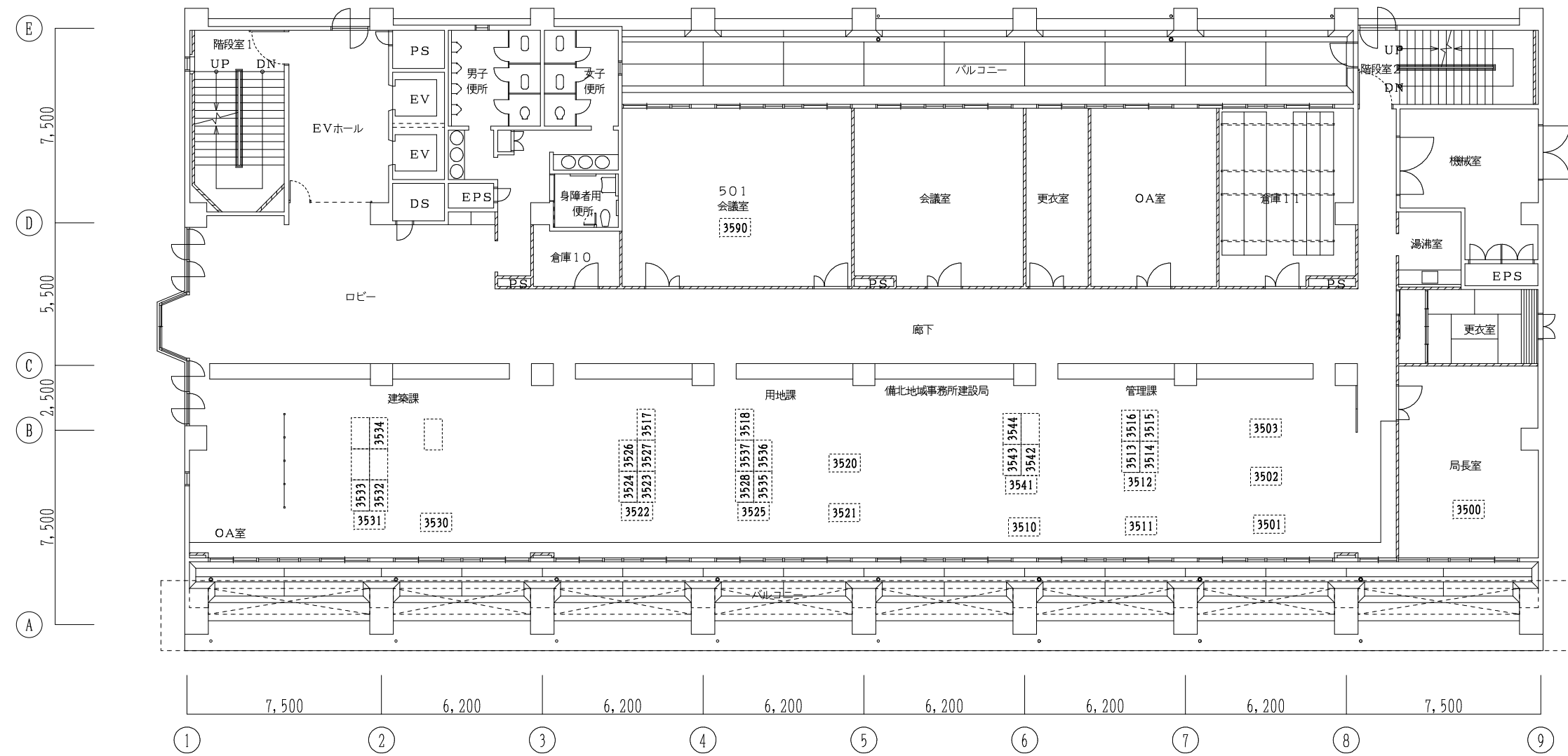


第3庁舎 3階平面図 S=1/200

広島県土木建築局営繕課	設計者・設計事務所名 株式会社 設備計画 代表取締役 呼坂政明	工事名 広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借	図面内容・縮尺 【第三庁舎】 構内交換設備 3階・4階平面図 1/200	設計 令和 6年 種別 電気 図面番号 E-10
--------------------	--	---------------------------------	---	---



第3庁舎 6階平面図 S = 1 / 200



第3庁舎 5階平面図 S = 1 / 200

広島県土木建築局営繕課	設計者・設計事務所名 株式会社 設備計画 代表取締役 呼坂政明	工事名 広島県三次庁舎電話交換設備賃貸借	図面内容・縮尺 【第三庁舎】 構内交換設備 5階・6階平面図 1/200	設計 令和 6年 種別 電気 図面番号 E-11
-------------	---------------------------------------	-------------------------	---	--------------------------------------